

6. 学校を支える取組

(1) 「教育県大分」を担う人材育成

①大量退職・大量採用時代における教職員の資質向上

教職員の大量退職・大量採用時代を向かえ、今後 10 年間で教職員の約半数が入れ替わることから、経験豊かで指導力の高いベテラン教職員の高い識見や優れたノウハウ等を若手・中堅教職員に伝承し、教育活動を更に充実・発展させていくための体制づくりが急務となっている。「芯の通った学校組織」の取組深化を図り、大分県版「チーム学校」の実現を目指す上で、教員一人ひとりの資質能力の更なる向上を図ることが不可欠である。

こうした中、教育公務員特例法が改正され^{*19}、平成 29 年度以降、教員等の任命権者である教育委員会は教員の資質向上に関する指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を策定することとなる。

このような状況を踏まえ、今後は、学校内での研修、学校を離れて行う集合研修や会議、自己研鑽や業務遂行、学校での切磋琢磨する環境を通して、総合的かつ体系的に教職員の人材育成を図ることが求められる。とりわけ、学校内の日常的な教育活動（OJT）を通じて組織的に人材育成を図ることが重要となる。

◆ベテラン教員のノウハウ伝承

指導教諭の配置等を通して、指導力の優れた教員が持つノウハウを伝承し、教員の資質向上と学校全体の組織的教育力の向上を図る。

◆組織的・意図的なOJTの推進

管理職研修やミドルリーダー研修での「OJTの手引き」の活用、ステップアップ研修と中堅教諭等資質向上研修の一部の合同実施による相互交流など、OJT推進に向けた支援を行う。

②広域人事・校種間人事の推進

教職員の大量退職が進む中、若手教職員にあっては、教職員としての幅広い視野と能力の伸長を図るため、採用から早期に異なる環境を通じて多様な経験を積ませることが必要である。

また、校種間の相互理解を深め、小中・中高間の円滑な接続を図るとともに、教職員の人材育成を図るため校種間人事を推進していく必要がある。

◆広域人事の推進

「全県的な教育水準の維持向上」「教職員の意識改革」「若手教職員の人材育成」の観点から引き続き広域人事を推進する。

*19 脚注※9 参照。

◆校種間人事の推進

小・中学校間では、専科教員の配置や兼務発令等の小中連携を強化する人事異動、中・高等学校間では、養護教諭等の人事異動を推進する。

③学校マネジメント研修の充実

全ての教職員がマネジメント・マインドを身に付け、目標達成に向けて組織的な取組を行うことができるよう、平成 25 年度から学校マネジメント研修を実施するとともに、教育センターで行う全ての教職員研修にマネジメント要素を取り入れている。

本プランに沿って「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上を図る上で、校内研究をはじめとする組織的な授業改善や不登校対策をはじめとする組織的な生徒指導など、学校の状況に即した実践的なマネジメント研修の充実が求められる。

また、今後、学校現場での世代交代が進み、30代で主要主任等になる教員が増加することが予想されることから、早い段階で学校経営を意識させ、学校全体の動きを見ていく姿勢を身に付けさせる必要がある。このため、キャリアアップ研修の「学校経営参画研修」については、現在の「在職 12 年目以降の教諭」を対象とするものから、38 歳の教員を対象とした学校組織マネジメント研修に見直す。

これらを踏まえ、引き続き研修の体系性を確保しつつ、以下のとおり学校マネジメント研修を更に充実させる。

◆実践的なマネジメント研修の実施

組織的な授業改善や生徒指導を推進するため、「推進手引き」を活用した研修を実施するとともに、新任研究主任研修（小・中）、新任指導教諭研修、新任生徒指導主任研修（小・中）を実施する。

◆若手・中堅教職員の研修の充実

学校組織マネジメント研修（38 歳の教員対象）の実施、「OJTの手引き」の活用推進など、若手・中堅教職員対象のマネジメント要素を含む研修の充実を図る。

◆主要主任等の研修機会の充実

新任教務主任研修（小・中）、新任生徒指導主任研修（小・中）を他の主要主任等が受講することを引き続き可能とする。

◆先進地研修の継続

学校での組織的な取組を進めている先進地への実地研修を引き続き行う。

④主幹教諭・指導教諭の役割の明確化

学校マネジメント機能の強化を図るため、プラン 2016 では、平成 31 年度を目標に小・中学校では原則として 12 学級以上の全ての学校に、県立学校では全ての学校に主幹教諭・指導教諭を配置することとしている（46 頁参照）。

引き続き主幹教諭・指導教諭の配置促進を図るとともに、それらの役割を以下のとおり整理することにより機能的なマネジメント体制を確立する。

◆主幹教諭の役割

校長・教頭等を補佐するとともに、原則として教務に関する校務を担当することにより、ミドル・アップダウン・マネジメントが一層機能するよう配置・活用する。

◆指導教諭の役割

校内における組織的な授業改善を実践する要の職として配置・活用する。また、小・中学校では、学力向上支援教員と連携し、校内・域内の授業改善を推進することとする。

(2) 教育指導体制の強化

①教育事務所等による指導・支援

定着状況等調査結果によれば、教育事務所が実施する学校訪問（定期訪問）による指導・支援の継続を求める意見が多い。また、学校規模等の実情に応じた実効性のある指導（効果的な先進事例の紹介等）や現場のニーズを踏まえたきめ細やかな指導・支援を望む意見、年間何回という訪問回数に縛られずに必要があれば適宜相談・訪問できる体制を期待する声もある。さらに、これまで以上に市町村教育委員会との連携を図った上での指導・支援を望む意見も寄せられた。

「芯の通った学校組織」を基盤として本県教育水準の向上を図る上で、県と市町村教育委員会・学校現場を繋ぐ教育事務所の役割は引き続き欠かせないものであることから、定着状況等調査に寄せられた意見も踏まえ教育事務所による指導・支援の充実を図る必要がある。また、本県教育を取り巻く情勢の変化や本プランの実行において教育事務所に求められる役割を踏まえ、学校現場や市町村教育委員会の幅広いニーズに応えられるよう、教育事務所の機能強化を含め本庁・教育事務所・県教育センターによる総合的な教育指導体制を構築する必要がある。

◆学校訪問を通じた指導・支援

- 教育事務所による学校訪問（定期訪問）は、基本的に現行形態を踏襲してその充実を図ることとし、学校マネジメントの質向上と授業力の向上を中心に（それらとの関連においてカリキュラム・マネジメント、特別支援教育の視点、校種間連携・学社連携等の観点を含め）指導・支援を行う。
- 引き続き少なくとも年間2回、全ての学校に定期訪問することとし、1回目の訪問では、年度を跨ぐ学校運営体制・組織マネジメントの在り方や授業改善を中心に、2回目の訪問では、各種目標達成マネジメントツールを活用した検証・改善の在り方を中心に指導・支援を行うとともに、市町村教育委員会と協議のうえ、協議結果を踏まえて追加訪問を実施する。

- 「第5フェーズの取組方針」に示した以下の事項については、効率的・効果的な指導・支援を行う観点から継続することとする。
 - ① 客観的データを踏まえた的確な指導・支援を行うため、学力調査・体力調査結果、いじめ・不登校等数の確認を行うとともに各種目標達成マネジメントツールを用いて協議を行う。
 - ② ミドルリーダー育成の観点から、学校訪問の際には、主幹教諭・教務主任等が同席し、学校説明等を担うことを推奨する。なお、小規模校等において校務等の兼ね合いから同席が困難な場合は、その限りでない。
 - ③ 学校事務職員の学校経営への参画意識を高める観点から、各学校支援センター管下の学校訪問の都度、可能な限り学校支援センター所長等が同席するよう促す。併せて、設置校への訪問時等に学校支援センターを訪問することも考えられる。
 - ④ 他管内の指導・支援方策や他地域の教育実践等について学ぶ機会とするため、学校改革担当指導主事等は他の5教育事務所による学校訪問に最低1回ずつ（計5回）同行する。
 - ⑤ 本庁各課室と教育事務所の間で課題認識の共有を図るとともに、可能な限り本庁各課室と教育事務所による学校訪問等の摺り合わせを行う。
- 教科指導力の向上に関しては、特定教科（算数・数学、外国語等）に重点を置きつつ、学校現場や市町村教育委員会からの要請に応じ、又は教育事務所の定期訪問を通じた課題把握を基に、教育事務所の不定期訪問（日常訪問）と本庁（義務教育課）・県教育センター指導主事による訪問指導のベストミックス（連携・分担）により指導・支援を行う。その際、教科の専門性を確保するなどの観点から、必要に応じて教育事務所を跨ぐ指導態勢を整える。

②県教育委員会と市町村教育委員会の連携強化

本県教育水準の向上に向けて学校現場に対する効果的な指導・支援を実施するためには、全県及び各教育事務所管内での教育長会議等を核としてその充実を図るなど、県教育委員会と市町村教育委員会との間で更に緊密な連携を図る必要がある。

◆市町村教育長会議等の活性化

- 市町村教育委員会との更なる連携強化を図るため、市町村教育長会議を年間3回開催することとし（第1回：4月中下旬、新年度の方針等、第2回：10月中下旬、人事異動方針等、第3回：1月上中旬、翌年度予算等）、各回時宜にかなった特定テーマによる意見交換を設定することによりその活性化を図る。併せて分野別担当課長会議等も整理し、その充実を図る。

- 教育事務所ごとの管内教育長会議や指導主事連絡会等については、市町村教育長会議を受けて管内教育長会議を開催するなど時期・内容面の体系化を図るとともに、他管内の取組も参考としつつ管内情勢に応じた充実策を検討する。

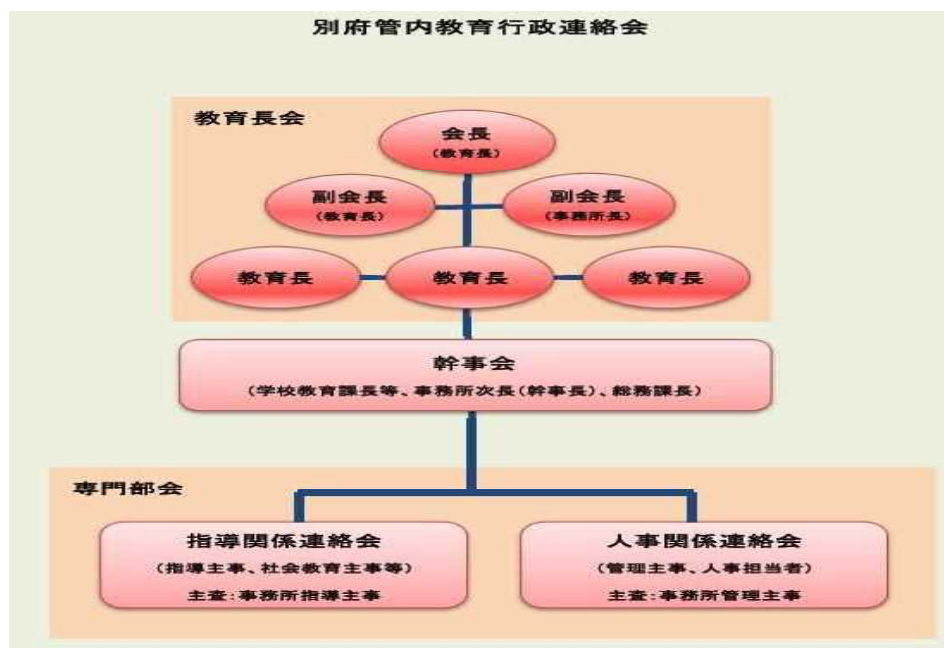
◆「教育県大分」創造に向けた地域別意見交換会等の開催

- 「教育県大分」創造に向けた地域別意見交換会を引き続き定期的に開催し、学校訪問や小・中学校長、市町村教育委員会等との対話を通して現場の知恵や課題を直接伺い、より効果的な施策の推進に資する。
- また、市町村教育委員会等との連携の下、個別テーマ（例えば、学校・家庭・地域の協働、校種間連携、働き方改革等）に応じたメンバーの参加を得て懇談を深めるテーマ別意見交換会（仮称）を不定期に開催する。

[参考：別府教育事務所管内行政連絡会の組織図]

(ポイント)

- ・ 幹事会が教育長会、専門部会を繋ぐことにより、方針・取組が連動している。
- ・ 各市町村教育委員会の学校教育担当課長と教育事務所との連携により、教育長会で決定した施策を指導主事等の専門部会員にまで浸透させている。
- ・ 幹事会（学校教育担当課長、教育事務所次長、総務課長等）が管内戦略を企画するなど実働している。
- ・ 個別の施策の実施に当たっては、実務担当者である専門部会員が教育事務所並びに他教育委員会の実務担当者と情報を共有しながら、自地域の実情に応じた工夫を加えながら実施している。
- ・ 施策に対する取組の中間評価・年度末評価は、実務を担当する専門部会が第一次評価（評価原案）を作成し、幹事会・教育長会で審議の上、確定している。



③学校支援センターによる学校運営支援機能の強化

「チーム学校」を実現する上で、学校事務職員にはその専門性等を生かしつつ、学校経営の面から校長等の管理職を補佐することが期待されていることを踏まえ、学校支援センターによる学校運営支援機能の更なる強化を図る必要がある。

◆学校支援センター連絡協議会の活用

学校支援センター連絡協議会において、センター機能の更なる充実にに向けた情報共有・協議を行う。

◆学校事務職員の配置基準見直し等の検討

学校現場における業務適正化に向けた学校事務職員の職務内容の見直し等、国における議論の動向を踏まえ、学校事務職員の配置基準見直し等、所要の検討を行う。

④県立学校への指導・支援

(学校評価に係る面談の実施)

県立学校に対しては、この間、グループ別の教育長等面談や担当課長による学校訪問、第三者評価等を通して学校マネジメントに係る指導・支援を行ってきた。

地域と連携した魅力ある高等学校づくりや高大接続改革を見据えた授業改善、地域の特別支援教育の中核となる学校づくりなど各学校の重点目標達成に向け、引き続き指導・支援を行っていく。

◆学校評価に係る面談の実施

年度当初、各学校の重点目標の設定、学校経営ビジョン等について教育長・教育次長等による面談を行う。また、年度末の教育次長等による面談、適時適切な学校訪問等を通して、目標達成に向けた取組や検証・改善について指導を行う。

(特別支援学校における学部主事の位置付けの明確化)

特別支援学校の学部主事は、幼・小・中・高の各学部の教育課程の編成、幼児児童生徒の安全管理、学部の教員間や保護者との連絡調整、学部相互の行事調整等を円滑に行う上で重要な役割を担っている。今後、主幹教諭・指導教諭の配置・活用と併せて学部主事の位置付けを明確化する。

◆学部主事の位置付けの明確化

主幹教諭・指導教諭の配置・活用と併せて、学部経営の強化、授業改善の推進における学部主事の役割・位置付けの明確化を図る。

(3) その他

①教育研究団体等の活用

「教育県大分」の創造に向けて、本県教育水準の向上に寄与するよう教育研究団体等の活用を図る必要がある。

◆「大分県学校教育研究団体連絡協議会」の設置

協議会における構成団体の活動・運営等に対する指導・助言、連絡調整等を通じて、教育研究団体が県教育委員会の指導の下、学習指導要領等の法令に則って行う自主的・創造的な研究活動の充実を図る。

②県内大学等との連携強化

高大接続改革、既述の教育公務員特例法改正等の動向を注視しつつ、地域の教育力の向上や教員養成等において県内大学等との連携強化を図る必要がある。

◆県教育委員会と大学の連携協力

教員養成を担う県内7大学との連携協力に関する協定書に基づき、教員養成・教員免許取得等をはじめ教育分野における連携強化を図る。

◆教員育成協議会（仮称）を通じた連携

関係大学等とで構成する教員育成協議会（仮称）を組織し、教員等の資質向上を図るための指標を策定するとともに、当該指標に基づく教員等の資質向上に向けて連携を図る。

◆大分大学教育学部附属学校・園との連携

優れた教育実践の普及に向け、大分大学教育学部附属学校・園との連携を図る。

③調査研究機能の強化

エビデンスに基づく学校教育課題のより効果的な解決方策を研究し、各種施策の検証や新たな施策の企画・立案、市町村教育委員会・学校の指導・支援に繋げる。

◆県教育センターの調査研究機能の強化

県教育センターの調査研究機能を強化し、エビデンスに基づく学校教育課題のより効果的な解決方策を研究する。

◆大学等との共同・委託研究の検討

大学・シンクタンク等の外部機関と連携して研究することが有効と考えられるものについては共同・委託研究を検討する。

④学校現場の負担軽減

平成 20 年度以降、「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」において、学校現場との意見交換を行いながら負担軽減の取組を進めてきたところであるが、定着状況等調査においては、出張が増えているという声や、しっかりマネジメントを行うためにも会議や報告書等の更なる精選が必要との意見が寄せられた。

「芯の通った学校組織」の取組深化を図るためには、教職員が学校マネジメントに専念できる環境づくりが必要であり、子どもと向き合う時間を確保するためにも、改めて実態を把握した上で、市町村教育委員会、教育関係団体・教育研究団体にも働きかけを行い、研修・会議等の一層の精選・縮減に努める必要がある。

また、国を挙げて「働き方改革」実現に向けた検討が進む中、学校現場における業務適正化に向けて、国の動向^{※20}も踏まえつつ負担軽減の取組を進めていく必要がある。

◆教職員の研修・会議等の状況把握

引き続き県教育委員会、教育関係団体・教育研究団体による教職員の研修・会議等の状況を調査し、把握する。

◆「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」による取組

「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」の取組により、引き続き県教育委員会が行う研修・会議を精選・縮減し、報告書等の見直しを行う。

(研修・会議等の削減目標：平成 22 年度比 30%削減)

◆教育関係団体・教育研究団体への要請

教育関係団体・教育研究団体に対して、研修・会議の精選・縮減に係る働きかけを引き続き行う。

(研修・会議等の削減目標：平成 22 年度比 30%削減)

^{※20} 文部科学省通知「学校現場における業務の適正化に向けて」(平成 28 年 6 月 17 日付け 28 文科初第 446 号)では、文部科学省内に設置した「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」報告に沿って、学校や教員の業務改善、休養日の設定を含む部活動の運営の適正化、勤務時間管理の適正化の必要性等を示している。